

# 令和5年9月森町議会定例会会議録

1 招集日時 令和5年9月1日(金) 午前9時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 令和5年9月1日(金) 午前9時30分

4 応招議員

1番議員	増田 恭子	2番議員	清水 健一
3番議員	佐藤 明孝	4番議員	平川 勇
5番議員	川岸 和花子	6番議員	岡戸 章夫
7番議員	加藤 久幸	8番議員	中根 信一郎
9番議員	吉筋 恵治	10番議員	中根 幸男
11番議員	西田 彰	12番議員	亀澤 進

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町長	太田 康雄	副町長	村松 弘
教育長	野口 和英	総務課長	平田 章浩
防災監	小澤 幸廣	企画財政課長	佐藤 嘉彦
税務課長	鳥居 孝文	住民生活課長	鈴木 知寿

福祉課長	小澤貴代美	健康こども課長	朝比奈礼子
産業課長	長野了	建設課長	岡本教夫
定住推進課長	森下友幸	上下水道課長	鈴木孝佳
会計課長	古川敏勝	学校教育課長	塩澤由記弥
社会教育課長	三澤由紀子	病院事務局長	朝比奈直之
監査委員	朝比奈篤		

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 内藤豊久      議会書記 尾上久美子

10 会議に付した事件

議案第58号 専決処分の報告承認を求めることについて  
 議案第59号 森町教育委員会委員の任命について  
 議案第60号 森町組織条例の一部を改正する条例について  
 議案第61号 森町手数料条例の一部を改正する条例について  
 議案第62号 森町印鑑条例の一部を改正する条例について  
 議案第63号 令和5年度森町一般会計補正予算（第6号）  
 議案第64号 令和5年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
 議案第65号 令和5年度森町介護保険特別会計補正予算（第1号）  
 議案第66号 令和5年度森町病院事業会計補正予算（第2号）  
 認定第1号 令和4年度森町一般会計歳入歳出決算認定について  
 認定第2号 令和4年度森町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  
 認定第3号 令和4年度森町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
 認定第4号 令和4年度森町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
 認定第5号 令和4年度森町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定

- について
- 認定第 6号 令和4年度森町大久保簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 7号 令和4年度森町三倉簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 8号 令和4年度森町大河内簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 9号 令和4年度森町水道事業会計決算認定について
- 認定第10号 令和4年度森町病院事業会計決算認定について

< 議事の経過 >

議長

( 吉筋恵治君 ) 出席議員が定足数に達しておりますので、ただ今から、令和5年9月森町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

発言するとき、発言が終了したときにマイクボタンを押すようお願いします。

ここで、お諮りします。

森町議会会議規則第51条に「会議において発言しようとする者は、起立して「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めなければならない」とあります。

本定例会は、新型コロナウイルス感染症対策を継続するため、着座のまま挙手をして「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めることにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

( 「異議なし」と言う者多数 )

議長

( 吉筋恵治君 ) 「異議なし」と認めます。

したがって、発言するときは着座のまま挙手をして「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めることにしました。

それでは、日程に入ります。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、森町議会会議規則第127条の規定によって、7番加藤久幸君及び8番中根信一郎君を指名します。

日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月21日までの21日間にしたいと思いをします。

ご異議ありませんか。

( 「異議なし」と言う者多数 )

議 長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、本日から9月21日までの21日間に決定しました。

日程第3、「報告事項」については、監査委員から「例月出納検査の結果について」、町長から「令和4年度財政健全化判断比率等報告について」、「第31期株式会社アクティ森計算書類及び第32期事業目標について」、以上、3件の報告が来ております。

サイドボックス掲載のとおりですので、ご了承願います。

日程第4、議案第58号「専決処分の報告承認を求めることについて」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職 員 朗 読 )

議 長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長

( 太 田 康 雄 君 ) ただ今上程されました、議案第58号「専決処分の報告承認を求めることについて」、提案理由の説明を申し上げます。

令和5年度森町一般会計補正予算(第5号)の専決処分でございますが、活発な梅雨前線と台風2号の接近に伴い、6月2日夕方から3日未明にかけて発生した線状降水帯による記録的豪雨に

より被災しました公共施設等の応急復旧及び復旧に早期の着手をするため、令和5年6月30日に専決処分を行ったものであります。

お手元にお配りしました参考資料にありますように、6月2日の豪雨は、連続雨量が大河内観測所での数値で517ミリメートル。時間最大雨量につきましては、太田川ダム管理所観測点での数値で、17時から18時に61ミリメートルを観測しているように、連続雨量が今年の台風15号を上回る記録的な豪雨となりました。

さて、本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ272,600千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,733,519千円とするものであります。

6ページ、第2表、地方債補正につきましては、被災した農林水産業施設の災害復旧工事に係る測量設計業務委託料の財源として、「農林水産業施設災害復旧事業」を追加し、限度額を定めるものと、被災した公共土木施設の災害復旧工事に係る測量設計業務委託料の財源として、「公共土木施設災害復旧事業」を追加し、限度額を定めるものでございます。

それでは以下、事項別明細書により補正の概要を歳出から申し上げます。

事項別明細書7・8ページ、9款1項4目、水防費1,600千円につきましては、水防団の出動報酬でございまして、今回の豪雨への対応と出水期シーズンに備え、追加計上したものでございます。

5目、災害対策費1,000千円につきましては、土砂の流入などの被害を受けた住家に係る住家災害復旧事業費補助金で、補助限度額200千円の5件分でございます。

11款1項1目、農業用施設災害復旧費32,700千円のうち、燃料費2,000千円につきましては、農業用水を汲み上げるポンプを回すための発電機の燃料代でございまして、崩土除去等作業手数料20,000千円につきましては、農業用施設に係る崩土、倒木、排水路の閉塞や、水田の土砂の流入に対応するための手数料でござい

す。

測量設計業務委託料10,000千円につきましては、被災した農業用施設の西俣地区三倉川西俣用水路、天宮地区龍馬ヶ谷農道の災害復旧工事に係る測量設計業務の委託料でございます。

2目、林道災害復旧費55,200千円のうち、崩土除去等作業手数料10,000千円につきましては、林道に係る崩土、倒木などに対応するための手数料でございます。

測量設計業務委託料45,000千円につきましては、林道栗ノ島線、杉沢線、大尾大日山線、屋奈沢線、松久保線の5路線8か所の災害復旧工事に係る測量設計業務の委託料でございます。

9・10ページ、3目、治山施設災害復旧費10,000千円につきましては、治山施設に係る崩土、倒木などに対応するための崩土除去等作業手数料でございます。

2項1目、公共土木施設災害復旧費167,800千円のうち、崩土除去等作業手数料85,000千円につきましては、町道の路肩崩壊、土砂の流出、崩土・倒木除去、排水路の閉塞等に対応するための手数料でございます。測量設計業務委託料82,400千円につきましては、町道葛布線、棕地線、準用河川大洞院川の公共土木施設災害復旧工事及び鍛治島橋架替工事に係る測量設計業務委託料でございます。

3項1目、その他公共施設等災害復旧費4,300千円につきましては、一宮地区片瀬地内及び森地区天宮地内の町有地で発生した法面崩壊に伴う崩土除去及び法面の応急対応を行うための手数料でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

5・6ページ、19款2項1目、財政調整基金繰入金150,000千円につきましては、災害復旧費の財源としての計上でございます。

20款1項1目、繰越金4,500千円につきましては、財源調整として計上するものでございます。

22款1項9目、災害復旧債118,100千円につきましては、被災

した農林水産業施設の災害復旧工事に係る測量設計業務10か所分の財源として農林水産業施設災害復旧債35,700千円と、公共土木施設の災害復旧工事に係る測量設計業務4か所分の財源として公共土木施設災害復旧債82,400千円でございます。

以上が、専決処分にかかる令和5年度森町一般会計補正予算(第5号)の内容であります。

よろしくご審議のうえ、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長 (吉筋恵治君) ここでしばらく休憩します。

(午前 9時43分 ~ 午前10時00分 休憩)

議長 (吉筋恵治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、佐藤明孝君。

3番議員 (佐藤明孝君) 佐藤です。お願いします。

補正予算第5号の説明書8ページ、10ページになります。

この中で、各課が例えば産業課、建設課、あと総務課、それぞれが崩土除去等作業手数料という名目でそれぞれ補正がつけられてございます。これにつきましては、課が違ってても内容的には同じような項目でつけられておりますが、管理の違いによってそれぞれ担当する部分が違うというのは、これはよくわかります。しかしながら、この専決でやられているこの案件につきましては、各課がそれぞれ同じような項目で同じような事業等をなさる、この場合の工事業者の選定等については、どのような形で決められているのか。

また、補正額については、どういったものを参考にこういった額が決定されたのか。また、補正として計上されたのか。この点をお聞きしたいと思います。

議長 (吉筋恵治君) 岡本建設課長。

建設課長 (岡本教夫君) 建設課長です。

ただ今の佐藤議員のご質問にお答えいたします。

各課で予算計上しているというのは、おっしゃるとおりでございます。建設課であれば町道、それから普通河川、準用河川に係るものにつきましての倒木であったり、浚渫であったり、崩土の除去等を計上しているわけでございます。

業者の選定につきましては、建設課が産業課とこの業者にしますとかいう相談は特にしてはございませんが、その地区によって精通している業者さんといいますか、地盤があるもんですから、例えば一宮地区だったらどこの業者さん、飯田地区だったらどこの業者さんというものが大体決まっているというのもあれですけど、そういうものもあってそういう選定の仕方及び今受けている工事のボリューム等々を勘案した中で、個々の業者さんをお願いをして頼んでいるという流れでやっております。

それからどういう形で予算計上しているかということでございますけれども、基本的にはその業者さんから見積りをいただいて、それを積み上げて予算計上しているという形でございます。以上です。

議長  
産業課長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 長野産業課長。

( 長 野 了 君 ) 産業課長です。

佐藤議員のご質問にお答えします。

概ね建設課長から答弁があったとおりでございます。林道等については、やはり以前そこに入って工事を行った業者であるとか、近いところが崩土するというのもございますので、そういった業者に発注をしているということでございます。以上です。

議長  
総務課長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 平田総務課長。

( 平 田 章 浩 君 ) 総務課長です。

総務課の崩土除去等作業手数料でございますけれども、普通財産として総務課で管理している場所でございますけれども、こちらの一宮・天宮の2か所につきましては、昨年度の台風15号でも法面の崩壊があった場所でございます。15号のときをお願いした地

元の業者さんに見積りを取って、今回もお願いをするということ  
でございます。以上です。

議 長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 3 番、佐藤明孝君。

3 番議員

( 佐 藤 明 孝 君 ) 今の各課長のご説明で大体わかりました  
けれども、ただ、業者さんの選定については、入札等は当然時間  
等もなくてできないかもしれない、よってある意味で随契のよう  
な形で業者を決めている。そして、価格等については、業者の見  
積りをもってそれを補正として上げているというところで、いわ  
ゆる当局側が入って何らかの質疑等をするといった状況的なもの  
は無かったということでしょうか。

議 長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 岡本建設課長。

建設課長

( 岡 本 教 夫 君 ) 建設課長です。

おっしゃるとおり、随意契約という形でございます。それとい  
うのは、国や県からもガイドラインが出ておりますけれども、災  
害復旧に係るガイドラインということで、とにかく復旧を早く迅  
速にという観点から、測量設計業務にしても、手数料にしても随  
意契約でやることが認められていると申しますか、一番早く復旧  
できる方法で復旧しなさいというのが国や県の考え方でもありま  
して、おっしゃるとおり随意契約でやっております。ただ、見積  
りの中身につきましては、丸呑みというわけではなくて、自分た  
ちでこの積算の内容をチェックしたうえでその見積りを採用し  
て、直すべきところは修正していただいて出しているとい  
うことでございます。以上です。

議 長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 長野産業課長。

産業課長

( 長 野 了 君 ) 産業課長です。

今、建設課長から答弁があったとおりでございます。以上です。

議 長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 平田総務課長。

総務課長

( 平 田 章 浩 君 ) 総務課長です。

建設課長の答弁のとおりです。

議 長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 3 番、佐藤明孝君。

3 番議員

( 佐藤明孝 君 ) ただ今のご答弁でよくわかりました。

そしてもう一件、最後の一件になりますが、同じく 8 ページになります産業課の 0001 の崩土除去作業 20,000 千円、やっぱり同じ手数料の関係です。これにつきましては、先ほど町長の説明の中で、土砂等の流入対応をしているというご答弁がありましたけれども、この流入に対しての対応というのはどんな方法なのか。それを最後にお聞きいたしたいと思います。

議長  
産業課長

( 吉筋恵治 君 ) 長野産業課長。

( 長野 了 君 ) 産業課長です。

佐藤議員の答弁にお答えいたします。

流入は水田であるとか、お茶畑であるとか、主に水田が多いわけでございますけれども、そういったところに例えば沢なり用水排水から溢水して、同時に土砂が入ってきたとかそういったものについて至急対応して、そこからできるだけ作土を取らないように除去するであるとか、あとは田んぼのあぜが落ちたとかといったものについて、対応しているところでございます。

中には巡回しているときにもう田んぼのあぜが取れて、水がどンドン下の田んぼに落ちているといった場合は、その場で土のう等を持ってきて職員で対応するといった対応もしているところでございます。以上です。

議長

( 吉筋恵治 君 ) 他に質疑はありませんか。

5 番、川岸和花子君。

5 番議員

( 川岸和花子 君 ) 川岸です。

今回、台風 2 号による豪雨で、去年の台風 15 号からの復旧が終わらないうちに、また更に災害が酷くなったということで、今回、専決として早い工事に取りかかっていたということですが、

それで、今日説明いただきました説明書の 7・8 ページ、9 款 1 項 5 目、災害対策費のところの住家災害復旧事業費補助金で 200 千円が 5 件ということですが、これは申請が 5 件あっての 5 件なのか、どういう内容の 5 件なのかということ。

議 長  
防 災 監

また、災害で自宅に住めなくなって仮の住居に移ったというような方もお聞きしましたので、現状はどうなっているかということをお聞きします。

もう一点が9・10ページ、11款2項の建設課さんです。金額が大きいので、崩土除去等作業手数料というのは、おそらくもう工事に入らせていただいていると思いますが、何件ぐらいの箇所になるかということ。それと測量設計業務委託料の椋地線だとか、葛布線だとか、大洞院川であるとか、橋の架替などの82,400千円の内訳は、どの箇所にどれぐらいかかっているか教えてください。

( 吉 筋 恵 治 君 ) 小澤防災監。

( 小 澤 幸 廣 君 ) 防災監です。

川岸議員のご質問にお答えします。

9款1項5目、災害対策費の住家災害復旧事業費の補助金の内容・件数についてのご質問でございます。

その根拠としましては、この台風2号の豪雨によりまして、まず3件の住家への土砂災害がございました。加えて昨年の豪雨で被災されました住家について、工事の遅れから、今回1件の申請がありまして、計4件が対象件数となっております。

更に、当初予算計上された金額以上の支出というものが予想されたため、それと今後の出水期の状況も踏まえまして、予算の不足が生じる可能性があるということで、申請後に速やかに補助金の交付手続きを行うため、今回、専決にて予算要求をさせていただいたということでございます。

それと土砂災害等によりまして、現状、家屋の移転を余儀なくされたという状況のお宅についてでございます。まず鍛冶島橋の災害によりまして、鍛冶島地区で対象となったお宅が2軒あります。そのうちの1軒につきましては、町営住宅に移っていただいているという現状であります。もう1軒につきましては、そのまま地区に残って生活をしているという現状でございます。あと亀久保地区のお宅につきましても、町営住宅に移っていただい

るということでございます。あと黒田でもう1軒、三倉川の河川の崩壊によりまして土砂崩れによりまして、更に出水で被災する可能性があるというお宅についても、一度町営住宅に避難していただいているということでございます。

その後の状況につきましては把握はできておりませんが、まだ町営住宅に生活している方も居るということでございます。以上です。

議長  
建設課長

( 吉筋恵治君 ) 岡本建設課長。

( 岡本教夫君 ) 建設課長です。

まず9・10ページ、11款2項1目の手数料の件でございます。85,000千円の内訳といたしましては、道路に係るもの81件、河川に係るもの46件、合計で127件分でございます。8月末時点での進捗具合につきましては、約9割進捗しているという状況になってございます。

それから測量設計業務委託料の内訳でございますけれども、まず公共土木施設災害復旧事業として申請いたしました3件でございます。準用河川大洞院川につきましては橋地内でございます、被災延長が59.6メートル。こちらの委託料の予算が15,500千円、これは現地の測量と護岸の詳細設計が主な業務でございます。それから二番目が町道葛布線、葛布地内でございます。被災延長が12.5メートル、こちらが4,900千円ということございまして、こちら現地測量と擁壁工の詳細設計というのが主な業務内容です。それから三つ目が町道の棕地線、亀久保地内でございます。被災延長が65.3メートル、こちらにつきましては、17,500千円ということでございます。業務の中身ですが、こちら現地の測量、それから擁壁と法面の詳細設計ということでございます。四つ目が、話にありましたが鍛冶島橋の架替に伴う詳細設計ということございまして、こちらが44,500千円。トータル合わせまして、82,400千円でございます。鍛冶島橋の設計業務の内容でございますが、現地の測量及びボーリング調査、それから仮橋の詳細設計、

それから本橋の予備設計及び詳細設計、それに係ります架設構造物の詳細設計、それから護岸の詳細設計というのが業務の主な中身となっております。以上です。

議長  
5番議員

( 吉 筋 恵 治 君 ) 5番、川岸和花子君。

( 川 岸 和 花 子 君 ) ありがとうございます。

詳しくいただきましたが、やっぱり鍛冶島橋が結構大変だなと思うんですけども、仮橋、そして本橋が架かるためのスケジュール的なものを教えていただきたいのが一点。

もう一点が歳入で今回、財政調整基金から150,000千円、そして災害復旧債を起債して118,100千円ということで、この災害復旧債について今後、国から交付があるのか。ある予定、見込みがあるのかということと、もしあるようなら、どれぐらいあるのかということをお聞きします。

議長  
建設課長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 岡本建設課長。

( 岡 本 教 夫 君 ) 建設課長です。

川岸議員の再質問でございます。

鍛冶島橋の今後のスケジュールということでございますが、この専決予算で今、設計業務を進めている最中でございますが、まず仮橋を今年度架けるということで、仮橋の予算を補正予算に載せさせていただいております。6号補正で計上させていただいております。仮橋を5年度中に完了させまして、6年度予算におきまして、本橋の下部工の工事予算、それから令和7年度予算で最終の上部工の予算というスケジュールで動いております。こちらの方針とか工事の工程等につきましては、地元とも一応話をさせていただいております。7月ですけれどもこの架替の方針と工程につきましては、スケジュールを鍛冶島町内会の全戸に配布したという状況になっております。以上です。

議長  
企画財政課長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 佐藤企画財政課長。

( 佐 藤 嘉 彦 君 ) 企画財政課長です。

財源の関係のご質問です。

財調、それから起債を今回、財源内訳として計上してごさいますけれども、今後、国からの交付があるのかというお問合せです。これにつきましては、8月25日にこの災害については激甚災害ということで閣議決定がされまして、8月30日に公布、施行されております。ですので、これに沿った形で補助金等のかさ増しというのが考えられるかなと考えておりますが、基本的にはどれぐらいかさ増しされるのかというところは、現時点では不明でございます。

例えば昨年度の実績で申しますと、激甚指定によって委託費の一部が国庫補助対象となっておりますけれども、そういったところにつきましても現在未定でございますので、そこにつきましては状況が分かり次第、予算編成等の中で計上していくものについては、また計上させていただきたいと考えております。以上です。

議長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 他に質疑はありませんか。

6 番、岡戸章夫君。

6 番議員

( 岡 戸 章 夫 君 ) 6 番、岡戸です。

今、川岸議員からも少し質問があったところで、10ページの測量設計委託業務ということで鍛冶島橋の件です。スケジュールも出されているということですがけれども、一点、この内容についてお伺いします。

川向こうに住居が二世帯あって、そこの人たちが行き来するための橋が主だと思えます。一般的なことでお伺いしますけれども、今回、二軒ぐらいで、利用頻度としては、そこの住民の方が行き来する橋が主だと思えます。そうしたときに例えば何十軒も何百軒も川向こうにあって、交通の行き来が頻繁に行う、それとか大型車両が通るようなケースとは違うと思われるので。そういったときに橋の規模といいますか、耐荷重というか、そういったものを選定する基準といいますか、何かそういうものがあるのかどうか。それで、今回はどのような規模の橋を想定しているのか、そこら辺を少しお伺いします。

議 長  
建設課長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 岡本建設課長。

( 岡 本 教 夫 君 ) 建設課長です。

ただ今の岡戸議員のご質問にお答えいたします。

まず橋の利用頻度ということで、二軒の住宅ということはもちろんでございますが、対岸には茶畑だったり、野菜等を作っている畑であったり、また山林があり、更には地区の飲料水供給施設の水源がこちらにあるものですから、そちらの管理にも必要ということがございます。ですので架替事業についても、町内会全域にアナウンスしたという状況でございます。

それから橋の基準ということでお話がございましたが、こちらにつきましては、道路構造令、もしくは道路橋示方書というものに基きまして、当然大型車両は少ない橋ですので、荷重条件が二種類あるのですが、A活荷重・B活荷重という二種類があるのですが、大型車両の交通が少ないということで、A活荷重の適用を考えているところでございまして、今そちらの条件で設計も進めているという状況でございます。以上です。

議 長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 他に質疑はありませんか。

11番、西田彰君。

11番議員

( 西 田 彰 君 ) 10ページ、総務課の崩土除去等作業手数料でございます。

これは一宮の片瀬の太陽光が設置されているところの斜面だと思いますが、担当課に何度もお願いするのですが、この河川に沿って地域の排水、また用水として流れる水路がございます。この水路はサイフォンで西へ、川島さんという家があるんですけど、その堤防の下を通過してサイフォンで上がっていく水路になっています。ですから、一定の水がないと下へは流れていきません。それでこの崩土がこの水路に、普段も入るには入るんですが、この災害で続けて、去年から今年にかけて何度も土砂を取らないと下へ水が行かないという状況になっていまして、何とかしてもらえないかと言っているんですが、なかなかそれに対しての対応がな

されていなくて非常に困っているわけです。今回も応急的な大型土のうを積んでということですが、その辺どのように水路に関して考えてもらっているのかお伺いしたいなと思います。

議長  
総務課長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 平田総務課長。

( 平 田 章 浩 君 ) 総務課長です。

西田議員の質問にお答えをさせていただきます。

台風15号が昨年9月に発生して、法面の崩壊があったということで、大型土のうで仮復旧をさせていただきました。6月にも北側と南側の15号で崩土があった間がまた崩土をしたということで、これについても大型土のうで仮復旧をするという予定になっております。仮復旧でありますので、どういう形で本復旧をしていくかというのは現在検討中ございまして、本復旧の具体的なやり方については、まだ検討中ということで決まっていなかったような状況でございます。以上です。

議長  
11番議員

( 吉 筋 恵 治 君 ) 11番、西田彰君。

( 西 田 彰 君 ) ここを太陽光として借地している会社は、今回の崩土に関してどのようなことを求めているのか。また、その借主は、借主として何かを手を打つのか。その辺はどうなっているかお聞きします。

議長  
総務課長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 平田総務課長。

( 平 田 章 浩 君 ) 総務課長です。

西田議員の再質問にお答えをします。

上部に太陽光が設置をされているというようなことございませう。業者とは連絡を取って、今回まだ具体的に業者さんの考え等々はお伺いしていないものですから、連絡を取って、業者さんと話し合いを持つということで、業者さんから都合が良い日程を現在お聞きをしている最中で、今その太陽光をやっている業者さんの意向、考え方等々につきましては、今後話し合いの中でお聞きしながら、先ほど言った本復旧について、どのようにしていくか

議長  
11番議員

というものを検討をしていきたいと考えております。以上です。

( 吉 筋 恵 治 君 ) 11番、西田彰君。

( 西 田 彰 君 ) 最後にもう一点。

この崩土したその下の平らな部分の利用というか、何か使うような計画を持ってもらえば、今の私が言った水路への土砂の流入も、ある程度は解決する部分があるんじゃないかと思うんですが、この跡地の利用を何か考えるということは全然ないですか。

議長  
総務課長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 平田総務課長。

( 平 田 章 浩 君 ) 総務課長です。

西田議員の再質問にお答えします。

現在、総務課で普通財産として管理をしている場所であります。業者さんが使いたいということであればお貸しをするということでもありますけども、役場として何らかの事業に使っていくというような計画は、現在ございません。以上です。

議長  
2番議員

( 吉 筋 恵 治 君 ) 他に質疑はありませんか。

2番、清水健一君。

( 清 水 健 一 君 ) 2番、清水でございます。

私から質問、確認というか、そもそも今回この専決処分を6月30日にされていますけども、要するに議会を招集するのに時間的な余裕がないということにはなるのでしょうか、例えば6月30日ということで、例えば6月議会に間に合わなかったのか。もしくは、7月に臨時でも起こして議会に通すということの考えはなかったのかということ。今回、この専決になったということの理由を教えてください。

議長  
企画財政  
課長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 佐藤企画財政課長。

( 佐 藤 嘉 彦 君 ) 企画財政課長です。

専決処分の理由ということについてでございます。

これは6月議会の最終日で概算は出ておりましたけれども、予算書として整える事務というのがちょっと間に合っていなかったものですから、そういった意味で議会終了後の30日に専決をさせ

ていただいたというところがございます。あくまでも災害復旧で  
ございますので、スピード感に配慮した対応が求められるという  
こともあって、6月30日ということで専決をさせていただいたと  
いうところがございます。

追加でお答えをさせていただきます。

国における災害査定に向けて準備をするという必要もございま  
したので、そこにつきましては7月ではなくて6月中に専決をさ  
せていただいて、7月以降の災害査定の準備に専念をさせていた  
だきたいということで、この日付で専決をさせていただいたとい  
うところがございます。以上です。

議 長 ( 吉 筋 恵 治 君 ) 他に質疑はありませんか。

( 発言する者なし )

議 長 ( 吉 筋 恵 治 君 ) 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

( 発言する者なし )

議 長 ( 吉 筋 恵 治 君 ) 「討論なし」と認めます。

これから議案第58号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願いま  
す。

( 起 立 全 員 )

議 長 ( 吉 筋 恵 治 君 ) 起立全員です。

したがって、議案第58号は、原案のとおり承認されました。

日程第5、議案第59号「森町教育委員会委員の任命について」  
を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職 員 朗 読 )

議 長 ( 吉 筋 恵 治 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 ( 太 田 康 雄 君 ) ただ今上程されました、議案第59号「森

町教育委員会委員の任命について」、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、現教育委員の鈴木眞子氏が、令和5年9月30日をもって任期満了となり退任することに伴い、新たに後任の教育委員として宮崎智栄氏を任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

鈴木氏におかれましては、平成25年10月1日に就任されて以来10年間、森町の教育の振興にご尽力いただきましたことに対し、心からお礼申し上げる次第であります。

今回、鈴木氏の後任としてお願いする宮崎氏は、経歴書のとおり森町森401番地に住所を有し、人柄が良く、幅広い知識と公平な判断力を持っておられる方であります。

また、保育園での勤務経験もあり、2人のお子様の保護者として学校活動に関わり、平成17年度には森小学校のPTA副会長を務められ、その後、森小学校学校評議員や森小学校・森中学校の学校運営協議会委員として、現在も献身的にご活動をいただいております。

女性の視点からの教育行政に対する積極的な関与も期待され、より一層町の教育の振興に貢献していただけるものと確信しております。なお、任期は令和5年10月1日から令和9年9月30日までの4年間となります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長 (吉筋恵治君) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (吉筋恵治君) 「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

( 「異議なし」と言う者多数 )

議 長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 「異議なし」と認めます。

これから議案第59号を採決します。

本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

( 起 立 全 員 )

議 長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 起立全員です。

したがって、議案第59号は、同意することに決定しました。

日程第6、議案第60号「森町組織条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職 員 朗 読 )

議 長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長

( 太 田 康 雄 君 ) ただ今上程されました、議案第60号「森町組織条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和6年度機構改革を実施するための条例改正であります。

具体的に申し上げますと、政策企画課を新設し、企画部門・広報部門・デジタルトランスフォーメーション部門で組織いたします。また、財政課を企画財政課の財政部門・総務課の契約管財部門で組織いたします。さらに、総務課には統計部門など企画財政課の一部の業務を移行いたします。

これらの機構改革を実施することにより、組織横断的な総合調整、町長特命事項の企画立案等機能強化、住民がシビックプライドを醸成するシティプロモーションの強化、デジタルトランスフォーメーションによる住民サービスの向上、業務効率化を推進することで、多様化する行政ニーズに迅速かつ柔軟に対応し、町民が「住み続けたい」と思える森町づくりを目指します。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長 (吉筋恵治君) 日程第7、議案第61号「森町手数料条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長 (吉筋恵治君) 本案について提案理由の説明を求めます。町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄君) ただ今上程されました、議案第61号「森町手数料条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正により、個人番号カードにおける電子証明書がスマートフォン(移動端末設備)にも搭載可能となったことに伴い、個人番号カードを携帯していなくても、電子証明書を搭載したスマートフォンを利用して所得・課税証明、印鑑登録証明及び住民票について、コンビニエンスストアでの交付が可能となることから、条例の一部を改正するものであります。

なお、施行期日は、規則で定める日とするものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長 (吉筋恵治君) 日程第8、議案第62号「森町印鑑条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長 (吉筋恵治君) 本案について提案理由の説明を求めます。町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄君) ただ今上程されました、議案第62号「森町印鑑条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正により、個人番号カードにおける電子証明書がスマートフォン(移動端末設備)にも搭載可能となったことに伴い、個人番号カードを携帯していなくても、電子証明書を搭載したスマートフォンを利用して、コンビニエンスストアで印鑑登録証明書の交付ができるように条例の一部を改正するものであります。

なお、施行期日は、規則で定める日とするものであります。

次に、浜松市、磐田市、袋井市及び湖西市と森町との間の証明書等の交付等の事務委託の廃止について、本町を含む5市町で議決されたことにより、「証明書等の交付等に関する事務の委託の廃止に係る協議書」を、各市町間において8月1日付けで締結いたしました。これに伴い、5市町間での証明書の交付についての規定を削除するものであります。

なお、施行期日は、令和6年4月1日とするものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長 (吉筋恵治君) 日程第9、議案第63号「令和5年度森町一般会計補正予算(第6号)」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長 (吉筋恵治君) 本案について提案理由の説明を求めます。  
町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄君) ただ今上程されました、議案第63号「令和5年度森町一般会計補正予算(第6号)」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ586,061千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,319,580千円とするものであります。

また、8ページ、第2表、債務負担行為補正でございますが、

まず、「森町体験の里運営コンサルティング業務委託料」について、設定するものでございます。森町体験の里アクティ森につきましては、施設の現状把握と課題整理及び課題解決と、指定管理者である株式会社アクティ森の組織力の強化を図る必要があるため、コンサルティング業務の委託を行うものであり、委託期間は1年を想定し、債務負担行為に追加するものでございます。

次に、公共土木施設災害復旧工事について、設定するものでございます。6月2日から3日の豪雨により被災した町道鍛冶島・大久保線の鍛冶島橋の仮橋架設・撤去工事につきましては、工事期間は約2年半を要すると想定するため、債務負担行為に追加するものでございます。

次に、9ページ、第3表、地方債補正でございますが、「地方道路等整備事業」につきましては、鍛冶島地内林道栗ノ島線2か所、大鳥居地内林道大尾大日山線、三倉地内林道松久保線の町単独林道新設改良事業の林道整備工事の財源として、限度額を増額変更するものでございます。また、「緊急自然災害防止対策事業」につきましては、急傾斜地崩壊対策事業として実施する区域指定申請図書作成業務委託及び町単独河川改修事業として実施する準用河川椿沢川、普通河川舟場川改修工事の財源として、限度額を増額変更するものでございます。加えて、「農林水産業施設災害復旧事業」、「公共土木施設災害復旧事業」につきましては、6月2日から3日にかけての豪雨により被災した農林水産業施設及び公共土木施設の災害復旧工事の財源として、限度額をそれぞれ増額変更するものでございます。

それでは以下、事項別明細書により主な補正の概要を歳出から申し上げます。

9・10ページ、2款1項5目、財産管理費31,500千円のうち、説明欄0003基金積立金1,000千円につきましては、民生費寄附金をこども応援基金に積み立てるものでございます。

0004遠州の小京都リノベーション推進事業1,500千円につつま

しては、遠州の小京都リノベーション推進計画に基づく事業で、旧さざんか荘跡地において、町並みを一望できるようにするための支障木等伐採手数料でございます。

0005機構改革関連経費29,000千円につきましては、議案第60号にて提案いたしました機構改革に関連し、庁舎フロアを改修するための修繕費や、新課設置や配置転換に合わせオフィス什器等を更新するための諸備品購入費等でございます。

11・12ページ、3款1項1目、社会福祉総務費1,800千円につきましては、遠州の小京都リノベーション推進計画に基づく事業で、庵山公園において、眺望を楽しめる空間づくりのための支障木等伐採手数料等でございます。

4款1項5目、診療所費100,000千円につきましては、本年度途中の資金状況を勘案し、公立森町病院の経営基盤強化のため、繰り出しを行うものでございます。

6款1項6目、山村振興費4,685千円につきましては、三倉・薄場茶業振興組合が実施する複合型乗用管理機アタッチメント付1台の整備事業に対する山村振興地域茶業振興整備事業補助金でございます。

13・14ページ、2項2目、農地事業費1,067千円につきましては、一宮揚水機場水利組合の管理する農業用パイプラインにおいて、4月23日に漏水が発生し、緊急に復旧工事を行い対応しましたが、この事業について県の補助事業の対象になることが分かったことから、町を通じて補助するための基幹農業水利施設緊急突発事故復旧事業費補助金でございます。

3項3目、林道新設改良費60,000千円につきましては、林道栗ノ島線2か所、林道大尾大日山線、林道松久保線の路肩改良等の林道整備に係る工事請負費でございます。

7款1項5目、森町体験の里振興費3,803千円につきましては、故障した屋外時計と、旧工房棟の屋根の雨漏り修繕を実施するための修繕費1,603千円と、森町体験の里アクティ森の現状把握と

課題解決のための助言・提案をいただくための森町体験の里運営コンサルティング業務委託料2,200千円でございます。

15・16ページ、8款1項1目、土木総務費8,954千円につきましては、黒石地区において、急傾斜地崩壊対策事業を実施するにあたり、県の急傾斜地崩壊危険区域指定が必要となることから、区域指定申請図書作成業務委託料を計上するものでございます。

2項2目、道路維持費18,500千円につきましては、緊急性を要する道路の維持管理及び舗装補修等に対応するため、追加をお願いするものでございます。

3目、道路新設改良費3,500千円につきましては、緊急を要する改良に対応するための無指定工事費でございます。

3項2目、河川維持改修費28,141千円のうち、説明欄0001河川維持管理費2,141千円につきましては、洪水などに伴う堆積土砂により河川の通水能力が低下することから、排水路等の浚渫作業等手数料等をお願いするものでございます。

ページをめくりまして、0002町単独河川改修事業26,000千円につきましては、鍛冶島地内準用河川椿沢川改修工事及び乙丸地内普通河川舟場川改修工事に23,500千円と、近年多発している局地的豪雨等による被災が危惧されるため、改修工事等を行う無指定分2,500千円をお願いするものでございます。

5項1目、住宅管理費16,800千円につきましては、木造住宅耐震改修事業につきまして、今後予定される申請に対応するため、高齢者等世帯12件分の補助金の追加をお願いするものでございます。

10款1項2目、事務局費23,000千円につきましては、森町小中学校跡地利活用に係る旧泉陽中、旧三倉小、旧天方小の雨漏り修繕や、遊具等撤去、電気設備改修及び水道設備改修の経費でございます。

6項3目、文化振興費1,241千円につきましては、茶業史編纂に係る会計年度任用職員報酬でございます。本年度上半期の刊行

を予定しておりましたが、大幅に作業が遅れているため、年度末までの報酬の追加をお願いするものでございます。

19・20ページ、11款1項1目、農業用施設災害復旧費6,000千円につきましては、6月2日から3日の豪雨により被災した龍馬ヶ谷農道の農業用施設災害復旧工事でございます。

2目、林道災害復旧費100,000千円につきましては、6月2日から3日の豪雨により被災した鍛冶島地内の林道栗ノ島線及び亀久保地内の杉沢線に係る現年発生林道補助災害復旧工事3か所分を計上するものでございます。

2項1目、公共土木施設災害復旧費175,400千円のうち、説明欄0001公共土木施設災害復旧事業35,400千円につきましては、6月2日から3日の豪雨による災害対応の追加分として崩土除去等作業手数料5,000千円と、町道鍛冶島・大久保線の鍛冶島橋仮橋架設・撤去工事にかかる公共土木施設災害復旧工事30,000千円等でございます。

0002現年発生公共土木施設補助災害復旧事業140,000千円につきましては、6月2日から3日の豪雨により被災した町道葛布線、棕地線及び準用河川大洞院川に係る現年発生公共土木施設補助災害復旧工事3か所分でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

5・6ページ、15款1項4目、災害復旧費国庫負担金89,378千円につきましては、現年発生公共土木施設補助災害復旧事業に対する国の負担金でございます。

2項4目、土木費国庫補助金6,000千円につきましては、木造住宅耐震改修事業に対する国の補助金でございます。

6目、教育費国庫補助金1,221千円につきましては、小中学校の感染症対策経費に対する国の補助金でございます。

16款2項4目、農林水産業費県補助金4,671千円につきましては、三倉・薄場茶業振興組合が実施する複合型乗用管理機整備事業に対する中山間地域農業振興整備事業費補助金及び一宮揚水機

場水利組合の農業用水パイプライン漏水の復旧工事に対する基幹農業水利施設緊急突発事故復旧事業費補助金でございます。

5目、土木費県補助金8,829千円につきましては、木造住宅耐震改修事業及び急傾斜地崩壊対策事業に対する県補助金でございます。

8目、災害復旧費県補助金90,000千円につきましては、現年発生林道補助災害復旧事業に対する県補助金でございます。

18款1項4目、民生費寄附金1,000千円につきましては、浜松市の篤志者から子どもの貧困対策への活用目的でいただいた寄附金で、低所得世帯等児童の給食費等助成金の財源として活用させていただくものでございまして、寄附金はこども応援基金へ積立て、事業に応じて繰入を行うものでございます。

7・8ページ、19款2項1目、財政調整基金繰入金45,000千円につきましては、災害復旧費等の財源として計上するものでございます。

7目、ふるさと応援基金繰入金26,300千円につきましては、遠州の小京都リノベーション推進事業と閉校校舎等整理事業の財源として計上するものでございます。

20款1項1目、繰越金140,340千円につきましては、財源調整としての計上であります。

22款1項3目、農林業債54,000千円につきましては、林道栗ノ島線2か所、林道大尾大日山線、林道松久保線の町単独林道新設改良事業の林道整備工事に対する地方道路等整備事業債でございます。

5目、土木債28,400千円につきましては、町単独河川改修事業として実施する準用河川椿沢川、普通河川舟場川改修工事及び急傾斜地崩壊対策事業として実施する区域指定申請図書作成業務委託に対する緊急自然災害防止対策事業債でございます。

9目、災害復旧債89,900千円につきましては、6月2日から3日の豪雨により被災した農林水産業施設及び公共土木施設の災害

復旧工事に対する農林水産業施設災害復旧事業債及び公共土木施設災害復旧事業債でございます。

以上が、令和5年度森町一般会計補正予算（第6号）の概要でございます。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

（ 吉 筋 恵 治 君 ） ここでしばらく休憩します。

（ 午前11時04分 ～ 午前11時15分 休憩 ）

議 長

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10、議案第64号「令和5年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

議 長

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長

（ 太 田 康 雄 君 ） ただ今上程されました、議案第64号「令和5年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,794千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,170,771千円とするものであります。

以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。

7・8ページ、1款1項1目、一般管理費2,750千円につきましては、出産の予定がある被保険者又は出産をした被保険者を対象として、出産予定月を含めた前後4か月間の当該被保険者に係る国民健康保険税の所得割と均等割を免除する制度が令和6年1月から施行されることに伴い、対象者の国民健康保険税の賦課計算等を法改正に沿って実施するためのシステム改修委託料でございます。

8款1項3目、償還金2,044千円につきましては、令和4年度の実績に基づき、第三者行為等に係る精算により、保険給付費等交付金を県に返還するものでございます。

次に、歳入について申し上げます。

5・6ページ、7款1項1目、前年度繰越金4,794千円につきましては、財源調整としての計上でございます。

以上が、令和5年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の内容でございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長 （吉筋恵治君）日程第11、議案第65号「令和5年度森町介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長 （吉筋恵治君）本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長 （太田康雄君）ただ今上程されました、議案第65号「令和5年度森町介護保険特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ60,000千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,302,397千円とするものであります。

以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。

7・8ページ、5款1項1目、保険給付支払準備基金積立金60,000千円につきましては、令和4年度の介護保険特別会計の決算剰余金の一部を、保険給付支払準備基金へ積み立てるものでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

5・6ページ、8款1項1目、繰越金60,000千円につきましては、令和4年度の繰越金の一部を保険給付支払準備基金に積み立てるための財源としての計上でございます。

以上が、令和5年度森町介護保険特別会計補正予算（第1号）の内容でございます。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長 （吉筋恵治君）日程第12、議案第66号「令和5年度森町

病院事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（吉筋恵治君）本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長（太田康雄君）ただ今上程されました、議案第66号「令和5年度森町病院事業会計補正予算（第2号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算の第2条につきましては、予算第3条で定めた「収益的収入及び支出の予定額」の収入について、第1款病院事業収益第2項医業外収益168,468千円に100,000千円を追加し、268,468千円とし、病院事業収益の予定額を3,067,290千円とするものであります。

この医業外収益100,000千円の増額につきましては、9月に企業債元利償還金の支払い等が予定されており、それに伴う運営資金として、一般会計からの他会計負担金として計上するものであります。

第4条につきましては、予算第9条で定めた「他会計からの出資金及び負担金」の額を100,000千円増額し、470,000千円とするものであります。

第5条につきましては、予算第6条で定めた「一時借入金」の限度額を100,000千円減額し、670,000千円とし、補正前の予算に第5条を追加して「債務負担行為」を設定するものであります。

この債務負担行為の設定につきましては、現在行っている患者給食業務委託について、契約期間が令和5年度末で終了することに伴い、経費削減を図るとともに業務の質を更に向上させるため、プロポーザル方式により業者を決定し、次期契約期間を令和6年度から令和8年度までの3年間とするもので、令和6年4月から円滑に業務を行なうための準備期間が必要となることから、債務負担行為を設定するものであります。

以上、申し上げまして提案理由の説明といたします。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長 (吉筋恵治君) 日程第13、認定第1号「令和4年度森町一般会計歳入歳出決算認定について」から日程第20、認定第8号「令和4年度森町大河内簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」まで認定8件を一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長 (吉筋恵治君) 本件について提案理由の説明を求めます。町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄君) ただ今一括して上程されました、認定第1号から第8号までの各会計決算について、提案理由の説明を申し上げます。

令和4年度の当町を振り返りますと、健康こども課を新設し、幼稚園や保育園の窓口を一本化するとともに、全ての子どもとその家庭へ切れ目のない支援を提供するための「子ども家庭総合支援拠点」の運営をスタートするなど、新体制で取り組んだ年でございました。また、本町出身の書家杭迫柏樹氏へ森町名誉町民第1号を授与するとともに、寄贈していただいた作品の展覧会や講演会を開催し、町民のシビックプライドの醸成に取り組んでまいりました。

また、9月23日に発生した台風15号に伴う豪雨災害による災害復旧事業等の対応や、3年目を迎えてもなお感染拡大の波を繰り返す新型コロナウイルス感染症への対応など、その時々に応じた必要な対応に追われた一年となりました。

このような中、町民一人ひとりの豊かな暮らしの実現と、多様な交流を育み、誰もが明るい未来を描くことができる環境を整えていくため、まちづくりの中長期的な指針となる「第9次森町総合計画」の本格的始動6年目の年でありました。この計画は、行政だけでなく、町民と行政とが一体となってまちづくりを進めて

いくための共通の指針であり、人口減少を克服し活力ある町を今後も維持するため、「人の輪」（外部との交流）、「対話」（信頼の構築）、「調和」（人と自然）の3つの基本理念を掲げ、まちの将来像「住む人も訪れる人も心とらぐ森町」の実現を目指すこととしております。

加えて、私の町長2期目の任期において、昨年度が3年目となることから、マニフェストの実現に向け、全力で取り組むとともに、議員の皆さま方のご理解をいただきながら、コロナ禍における原油価格・物価高騰、電力・ガス・食料品等価格高騰の影響に対応するため、その都度必要な取組を実施できましたこと、厚く御礼申し上げます。

はじめに、私が2期目に掲げましたマニフェストに沿って、主要な取組を申し上げさせていただきます。

「1. 助け合いふれあう健やかなまちづくり」としましては、子ども・子育て支援として、「健康こども課」を設け、幼稚園や保育園の窓口を一本化するとともに、全ての子どもとその家庭へ切れ目のない支援を提供するための「子ども家庭総合支援拠点」の運営を始動いたしました。また、保育園待機児童ゼロを目指し、民間事業者が実施いたします保育園整備事業に支援をいたしました。加えて、児童手当支給事業、こども医療費助成、森っ子出産祝い金、認可外保育施設利用料助成等の継続事業に取り組み、子育て世代の経済的な負担の軽減を図ってまいりました。また、若年がん患者等への支援として、生殖機能温存治療、医療用補整具購入、居宅サービスや福祉用具購入を助成する若年がん患者等支援事業、また、健やかなまちづくりのため、国民健康保険特別会計や介護保険特別会計への繰出金、後期高齢者医療制度への負担金、更に森町病院への繰り出しを行っております。加えて、東遠学園組合が本町に新設する「こども発達センター 北めばえ」のための用地取得を行っております。

「2. 安全で住みよいまちづくり」としましては、都市計画道

路新田赤松線の整備を推進するとともに、町営バス、タクシー及び天竜浜名湖鉄道の利用者に対して、引き続き交通利用券の購入費助成を行い、自家用車を運転できない高齢者の日常生活の移動支援に努めてまいりました。デジタル化の推進として、行政手続きのオンライン対応や、証明書等のコンビニ交付の実現に向けた準備を行いました。防災面では、防災資機材の充実・更新として、避難所停電時電源切替システムの設置、消防団員の団員報酬の引き上げ、また、河川の防災対策として浚渫の実施に取り組んでまいりました。生活環境の整備としましては、良質な飲料水の確保、下水道整備の推進に加え、一部事務組合で行っております消防やごみ処理に対する分担金の支出や、町道等の基盤整備を進めてまいりました。

「3. 人の交流で賑わうまちづくり」としましては、地域おこし協力隊の3人体制を維持するとともに、森町ふるさと会交流事業の開催、遠州の小京都まちづくりの推進として遠州の小京都森町の香りプロジェクトに取り組み、また、本町が持つ地域資源や潜在的価値を活かして、歴史・文化体験や交流の場を整備することで、町の魅力の維持や新たな魅力を創出し、「遠州の小京都まちづくり」を推進する遠州の小京都リノベーション推進計画を策定いたしました。

「4. 活気に満ちた活力あるまちづくり」としましては、中川下工業専用地域及び森掛川インターチェンジ周辺地区開発可能性調査に取り組んでおり、今後の拡大利用や工業用地整備の検討を行っております。また、ふじのくにフロンティア推進区域内への水道管の先行整備とともに、引き続き産業立地奨励事業費補助金を計上し、企業の投資に対する固定資産税等の助成を行いました。移住・定住のさらなる促進では、引き続き移住コーディネーターを配置し、住宅支援や空き家・空き地等の相談に対して柔軟な対応を図り、交流人口と関係人口の拡大に取り組んでまいりました。農業関係では、農地基盤整備に係る農業用水パイプラインの更新

事業及び水田の暗渠排水整備等を実施する県営事業等の負担金など基盤整備事業の推進を図りました。加えて、小中学校跡地利活用については、昨年9月に利活用方針を決定し、民間事業者による利活用のための準備を進めてまいりました。

「5. 自然を守り歴史に学ぶまちづくり」としましては、社会的課題となっているカーボンニュートラル実現への取組として、電動アシスト自転車の購入に対する補助金、保健福祉センター内照明のLED化、これまで焼却していた庁内機密文書の溶解処理化や、公用車に電気自動車を導入するとともに、家庭用蓄電池の導入を対象に含む新エネルギー機器等導入促進補助金、品目を拡大した資源ゴミの拠点回収、小学生を対象とした地球温暖化防止啓発の環境教育授業への支援に引き続き取り組みました。小・中学校での情報教育・英語教育の推進では、GIGAスクール構想に基づくICT教育の中で、ICT支援員を拡充、継続事業として、外国語教育を通して、今後の国際社会に対応できる児童生徒を育成していくための英語教育を推進しました。また、通級指導教室の継続、宮園小学校体育館のLED照明の更新整備を行いました。また、森林環境譲与税を活用した森林の保全につきましては、引き続き森林所有者への意向調査や林道路面整備に取り組みました。

この他、喫緊の課題に対応する事業としましては、公共施設等の適正管理の推進のための公共施設等適正管理推進事業債を活用した文化会館の長寿命化設備改修及び町道舗装改修の実施、また継続事業として、防犯灯設置への補助、合併処理浄化槽への補助や協働まちづくり推進事業、レールフレンドシップ事業等、各種事業に取り組んでまいりました。また、財源確保について、第4次森町行財政改革大綱、第3次森町行財政改革プランを行財政改革の心構えとして、取り組んでまいりました。

また、緊急対応を要した新型コロナウイルス感染症対策といたしましては、ワクチン接種体制確保及びワクチン接種事業、住民

税非課税世帯等臨時特別給付金事業、森町生活・暮らし支援臨時特別給付金、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業、感染拡大防止対策や、事業継承の支援対応、アフターコロナを見据えた地域経済活性化への取組などの各事業を、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や個別補助金、県支出金などを活用して実施してまいりました。

おかげをもちまして、各特別会計を含め、予定しておりました事業が円滑に執行されましたことを、厚くお礼申し上げます。

それでは、最初に認定第1号「令和4年度森町一般会計歳入歳出決算認定について」、提案理由の説明を申し上げます。

一般会計決算の概要につきましては、一般会計決算説明資料を作成いたしましたので、お手元の説明資料に沿って説明させていただきます。

なお、読み上げは千円単位までとさせていただきます。

最初に1ページをご覧ください。

決算規模は、歳入総額10,727,685千円、歳出総額9,930,548千円となり、前年度と比較しますと、歳入では107,829千円減少し、マイナス1.0パーセント。歳出では295,549千円増加し、プラス3.1パーセントとなりました。

なお、資料にはありませんが、歳入予算に対する歳入決算の比率は93.3パーセント、歳出予算に対する執行率は86.4パーセントとなっております。これは土木費の交通安全対策事業（森・天宮地区）、災害復旧費の現年発生農業用施設補助災害復旧事業等について、予算総額で931,756千円を令和5年度へ繰り越したことに起因するものでございまして、令和5年度へ繰り越しました事業を除いた歳出予算に対する執行率は、94.0パーセントとなります。

次に3ページをご覧ください。

歳入から歳出を差し引いた形式収支（C欄）は、797,137千円で、前年度に比べ403,379千円減少し、マイナス33.6パーセント

となりました。

次に、実質収支（E欄）は、土木費の交通安全対策事業（森・天宮地区）や、町単独道路改良事業、災害復旧費の事業等について、一部令和5年度に繰り越しましたので、翌年度に繰り越すべき財源（D欄）91,805千円を差し引いて、705,332千円となります。

また、今年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支（F欄）は、477,910千円の赤字となっています。令和5年度への実繰越額（L欄）は、705,332千円であります。

続いて決算の概要を歳入から申し上げます。

1 ページにお戻りください。

1 款町税は、2,505,416千円で、前年度に比べ34,498千円増加し、プラス1.4パーセントとなりました。これは、法人住民税における原材料価格の高騰などの影響による減少に対して、固定資産税における新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う軽減措置が終了したことにより増加したものであります。

2 款地方譲与税は、130,904千円となり、前年度に比べ6,027千円減少し、マイナス4.4パーセントとなっております。

6 款法人事業税交付金は、49,587千円で、地方法人特別税・譲与税制度の廃止に伴う市町村分の法人住民税割の減収分の補てん措置として、法人事業税の一部を都道府県から市町村に交付する制度が創設され、令和2年度から交付されております交付金でございまして、交付の算出基礎となっている県の法人事業税額が増加したことなどにより、前年度に比べプラス23.2パーセントとなっております。

7 款地方消費税交付金は、454,692千円で前年度に比べプラス1.5パーセント、8 款ゴルフ場利用税交付金は、70,589千円で前年度に比べマイナス0.8パーセント、9 款環境性能割交付金は、14,784千円で、前年度に比べプラス13.4パーセントとなっております。

10 款地方特例交付金は、19,670千円で、前年度に比べ41,835千

円減少し、マイナス68.0パーセントとなりました。これは、令和3年度の町税の固定資産税及び都市計画税について、軽減措置による減少に対し当該減収額を補てんするため、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金が交付されましたが、令和4年度の同交付金は大幅な減少となったこと、また、自動車税減収補てん分及び軽自動車税減収補てん分の皆減によるものがあります。

11款地方交付税は、2,603,385千円で、前年度に比べ135,320千円増加し、プラス5.5パーセントとなりました。この増加の主な理由としましては、台風15号に伴う豪雨による災害分として特別な財政需要が認められたことにより、特別地方交付税の交付額が増加したこと等によるものであります。

15款国庫支出金は、1,552,623千円で、前年度に比べ39,426千円増加し、プラス2.6パーセントとなっております。これは、新型コロナウイルスワクチン接種に係る接種対策費負担金や接種体制確保事業費補助金の減少に対して、保育所等整備交付金の皆増や交通安全対策事業費補助金の増加、台風15号に伴う豪雨による災害復旧費の財源として、現年発生公共土木施設補助災害復旧費負担金の皆増によるものであります。

16款県支出金は、531,029千円で、前年度に比べ71,551千円減少し、マイナス11.9パーセントとなっております。これは、令和2年度から令和3年度へ繰り越した産地生産基盤パワーアップ事業費補助金の事業完了に伴う皆減等によるものです。

18款寄附金は、489,473千円で、前年度に比べ336,696千円減少し、マイナス40.8パーセントとなりました。これはふるさと応援寄附金、いわゆる「ふるさと納税」に対する返礼品に、町内にて製造されている電動アシスト自転車の主要部品であるドライブユニットを搭載した「PAS」がございますが、新型コロナウイルス感染症の再拡大を受け、商品の安定供給が困難となったことから、一時的に寄附受付を停止していたため、ふるさと応援寄附金

が減少したことによるものでございます。

19款繰入金は、129,329千円で、前年度に比べ44,950千円増加し、プラス53.3パーセントとなりました。これは、ふるさと応援基金繰入金及び企業立地推進基金繰入金の増加等によるものであります。

22款町債は、762,074千円で、前年度に比べ45,654千円減少し、マイナス5.7パーセントとなりました。これは、台風15号に伴う豪雨による災害に対応した災害復旧事業費の財源としての災害復旧債の増加等に対して、国税収入等の増加に伴い普通交付税が増加したことによる臨時財政対策債の減少によるものであります。

次に自主財源についてであります。4ページ以降の表をご覧ください。

歳入における自主財源比率は42.0パーセントで、前年度より0.8ポイントの減となっております。主な要因は、ふるさと応援寄附金が大幅に減少したことによるものであります。

主な自主財源であります町税の歳入決算額に占める構成比は23.4パーセントとなり、前年度より0.6ポイントの増となっております。

次に歳出でございますが、款、項、目、節の決算額は、お手元の決算書でご覧のとおりでございますので、性質別区分による分析に基づいて申し上げます。

説明資料4ページの下段、歳出性質別経費比較の表をご覧ください。

なお、単位は千円単位となっておりますので、ご承知ください。

歳出に占める人件費、物件費、扶助費、補助費、公債費等の経常的経費（小計の1から6）は、7,114,566千円で、構成比は71.6パーセントとなり、前年度に対し2.3ポイント下回っております。

また、10の投資的経費は、1,467,137千円で、構成比は14.8パーセントとなり、前年度に対し6.1ポイント上回っております。

経常的経費のうち、1の人件費は1,401,666千円で、前年度よ

り12,085千円の増となっております、これは、会計年度任用職員の昇給やJETプログラムによりALTとして勤務する会計年度任用職員の増等に伴う増加であります。また、人件費比率におきましては、7ページ中段のグラフにありますように20.7パーセントと、前年度の19.2パーセントを1.5ポイント上回っております。

4ページに戻りまして、需用費、備品購入費、委託料等の2の物件費は、1,565,869千円で、前年度に比べ113,891千円の増、プラス7.8パーセントとなりました。増加の主な要因といたしましては、新型コロナウイルス感染症対策に係る小中学校児童生徒用学習机・椅子購入の消耗品費、公共施設トイレ衛生化事業の施設修繕費の増加や、コンビニ証明書発行システム導入事業委託料の皆増及び光熱水費の増に伴う増加等によるものであります。

4の扶助費は、1,287,963千円で、前年度に比べ174,157千円減少し、マイナス11.9パーセントとなりました。これは、令和3年度事業の子育て世帯の生活を支援する給付金事業の事業完了に伴う減少等によるものであります。

5の補助費等は、1,883,993千円で、前年度に比べ36,793千円増加し、プラス2.0パーセントとなりました。これは、上水道安全対策事業操出金の皆増や袋井市森町広域行政組合消防分担金の増加等によるものであります。

6の公債費は、897,672千円で、前年度に比べ31,027千円増加し、プラス3.6パーセントとなりました。これは、平成30年度の臨時財政対策債や学校教育施設等整備事業債等の償還開始によるものであります。

投資的経費のうち、10の(1)普通建設事業費は、980,748千円で、前年度に比べ187,211千円増加し、プラス23.6パーセントとなっております。これは、交通安全対策事業(森・天宮地区)の事業費の増加や保育所等整備事業費補助金の皆増等に伴う増加でございます。

次に、普通会計における各指標等について申し上げます。

説明資料の6ページの下段をご覧ください。

基金の年度末現在高につきましては、4,247,085千円で、前年度に比べ523,155千円の増、プラス14.0パーセントとなっております。このうち、財政調整基金につきましては、前年度に比べ、212,524千円増の2,200,607千円となっております。公共施設等の適正管理に備え、公共施設等総合管理基金に50,003千円の積立を行うとともに、文化会館の運営の安定化を図るための文化会館運営基金に50,000千円を積立てております。

また、ふるさと応援基金につきましては、ふるさと納税でいただきました寄附金の一部を積み立て、森町電動アシスト自転車購入費補助金や、遠州の小京都推進費及び小中学校のICT推進事業等の財源として63,868千円を取り崩しております。企業立地推進基金につきましては、町有地の売払収入等26,412千円を積立てております。その他の基金につきましても、寄附金や利息等を積み立てるとともに、各事業の財源として各基金の一部を取り崩しております。

続きまして、7ページをご覧ください。

年度末における町債の現在高は、前年度に比べ108,713千円減少し、8,692,392千円となっております。

このうち臨時財政対策債は、3,986,741千円と前年度に比べ249,512千円減少しておりますが、この臨時財政対策債は令和3年度の国の補正予算により行われた普通交付税の再算定で、臨時財政対策債償還基金費として追加交付された額を除き、元金・利子が全額交付税措置されるものであることを申し添えます。なお、令和3年度普通交付税で臨時財政対策債償還基金費として追加交付された額につきましては、減債基金に積立を行っております。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきました実質公債費比率は、12.5パーセントとなっており、前年度に比べプラス0.5ポイントとなっております。なお、この比率が18パ

一セント以上となると地方債が許可制となり、公債費負担適正化計画を策定しなければなりません、充分、健全な数値と判断しております。

以上が、認定第1号「令和4年度森町一般会計歳入歳出決算」と、普通会計における各指標の概要でございます。

議長 (吉筋恵治君) ここでしばらく休憩します。

(午前11時59分～午後1時00分 休憩)

議長 (吉筋恵治君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

当局の説明の再開をお願いします。

町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄君) それでは次に、特別会計の決算について説明いたしますので、お手元の決算説明資料の「会計別決算一覧表」も併せてご覧ください。

最初に、認定第2号「令和4年度森町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定」について、提案理由の説明を申し上げます。

なお、以下の特別会計につきましても、読み上げは千円単位までとさせていただきます。

決算規模は、歳入総額2,112,822千円、歳出総額2,104,649千円となり、前年度に比べて歳入では15,342千円増加し、プラス0.7パーセント。歳出では23,771千円増加し、プラス1.1パーセントとなっております。

歳入予算に対する歳入決算の比率は98.1パーセント、歳出予算に対する執行率は97.7パーセントとなっております。

歳入総額から歳出総額を差し引いた差引残額8,173千円を翌年度へ繰り越すものでございます。

それでは、歳入から申し上げます。

歳入歳出決算書5・6ページの事項別明細書をご覧ください。

1款国民健康保険税は、395,264千円で、前年度に比べて26,351千円減少し、マイナス6.3パーセントとなっております。

7・8ページ、4款県支出金は、1,544,806千円で、前年度に

比べて9,250千円増加し、プラス0.6パーセントとなっております。

6款繰入金は、141,629千円で、不足する保険税を補填するため、国民健康保険事業基金から35,000千円を取り崩したことにより、前年度に比べて37,668千円増加し、プラス36.2パーセントとなっております。

次に歳出について申し上げます。13・14ページをご覧ください。

2款保険給付費は、1,497,275千円で、前年度に比べて5,475千円増加し、プラス0.4パーセントとなっております。

なお、森町の1人当たりの年間医療費につきましては、一般被保険者が411,738円で、県平均の388,689円を23,049円上回り、県全体では3番目となっております。

17・18ページ、3款国民健康保険事業費納付金は、567,989千円で、前年度に比べて12,406千円増加し、プラス2.2パーセントとなっております。

以上、認定第2号「令和4年度森町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定」について、申し上げます。

次に、認定第3号「令和4年度森町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定」について、提案理由の説明を申し上げます。

後期高齢者医療特別会計については、町内在住の75歳以上を対象とした後期高齢者医療制度の被保険者から保険料を徴収し、医療給付を行なう静岡県後期高齢者医療広域連合に納めるものであります。

決算規模は、歳入総額232,591千円、歳出総額231,971千円となり、前年度に比べ歳入では11,844千円増加し、プラス5.4パーセント。歳出では11,267千円増加し、プラス5.1パーセントとなっております。

歳入予算に対する歳入決算の比率は97.8パーセント、歳出予算に対する執行率は97.5パーセントとなっております。

歳入総額から歳出総額を差し引いた差引残額620千円を翌年度へ繰り越すものでございます。

それでは、歳入から申し上げます。

歳入歳出決算書 5・6 ページの事項別明細書をご覧ください。

1 款後期高齢者医療保険料は、182,982千円で、前年度に比べて11,693千円増加し、プラス6.8パーセントとなっております。

3 款繰入金は、49,078千円で、前年度に比べて296千円増加し、プラス0.6パーセントとなっております。

次に、歳出について申し上げます。

9・10ページをご覧ください。

1 款後期高齢者医療広域連合納付金は、231,491千円で、前年度に比べて11,297千円増加し、プラス5.1パーセントで、歳出総額の99.8パーセントを占めています。

以上、認定第3号「令和4年度森町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定」について、申し上げました。

次に、認定第4号「令和4年度森町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」、提案理由の説明を申し上げます。

決算規模は、歳入総額2,355,208千円、歳出総額2,222,634千円で、歳入予算に対する歳入決算の比率は101.4パーセントであり、歳出予算の執行率は95.7パーセントとなっております。

歳入総額から歳出総額を差し引いた収支は132,573千円であります。

それでは、歳入から申し上げます。

歳入歳出決算書の 5・6 ページをご覧ください。

1 款保険料は、482,267千円で、65歳以上の第1号被保険者の保険料であります。

3 款国庫支出金546,846千円と、7・8 ページの 4 款支払基金交付金546,187千円及び 5 款県支出金307,668千円につきましては、それぞれ、国、社会保険診療報酬支払基金、県からの介護給付費負担金、地域支援事業費交付金等でございます。

9・10ページ、7 款繰入金は、318,342千円で、町からの介護給付費繰入金、地域支援事業繰入金、事務費負担金等繰入金及び

低所得者保険料軽減繰入金でございます。

8 款繰越金は、136,726千円で、令和3年度からの繰越金でございます。

11・12ページ、10款諸収入は、17,106千円で、介護予防サービス計画作成料等であります。

続きまして、歳出について申し上げます。

13・14ページをご覧ください。

1 款総務費は、19,710千円で、介護保険の被保険者資格管理、保険料徴収、被保険者証交付、要介護認定等の事務に係るものであります。

2 款保険給付費は、1,985,220千円で、要介護認定者等の介護サービス利用に係る介護給付費、介護給付審査支払手数料、高額介護サービス等費、特定入所者介護サービス等費及び高額医療合算介護サービス等費で、歳出総額の89.3パーセントを占めております。

15・16ページ、3 款地域支援事業費は120,767千円で、介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業、包括的支援事業等に係るものであります。

21・22ページ、4 款介護予防支援事業費は10,582千円で、介護予防サービス計画業務委託料等に係るものであります。

5 款基金積立金60,005千円は、令和3年度の繰越金から令和3年度の介護給付費に関する国・社会保険診療報酬支払基金・県・町の負担金等の返還金等を除いた剰余金を、支払準備基金へ積み立てたもの等であります。

7 款諸支出金26,349千円は、保険料の過年度還付金、国・社会保険診療報酬支払基金・県・町からの負担金等の精算による返還金であります。

以上、認定第4号「令和4年度森町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」、申し上げました。

次に、認定第5号「令和4年度森町公共下水道事業特別会計歳

入歳出決算認定について」、ご説明申し上げます。

令和4年度におきましては、主要事業として森町浄化センターの維持管理業務及び汚水管渠の実施設計と築造工事を実施いたしました。

決算規模は、歳入総額829,755千円、歳出総額753,520千円で、歳入予算に対する歳入決算の比率は87.0パーセント、歳出予算の執行率は79.0パーセントとなっております。

歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支76,235千円から繰越明許費充当繰越額8,600千円を差し引いた67,635千円を翌年度へ繰り越すものでございます。

それでは、歳入から主なものを申し上げます。

歳入歳出決算書の5・6ページをご覧ください。

1款分担金及び負担金は下水道事業受益者負担金で、調定額18,060千円に対し、収入済額は15,345千円で、収入未済額は2,715千円となります。収入未済額の内訳といたしましては、現年分が13名、43件、1,075千円、滞納繰越分が12名、67件、1,640千円でございます。

2款使用料及び手数料は、公共下水道使用料及び排水設備関係手数料で、調定額47,719千円に対し、収入済額は47,189千円で、不納欠損額が6千円、収入未済額が523千円でございます。不納欠損額の内容といたしましては、2名、2件となります。いずれも平成29年度分の使用料について、5年が経過したことによる債権の時効消滅によるものでございます。収入未済額の内容といたしましては、現年度分が36名、69件、281千円、滞納繰越分が26名、79件、242千円でございます。

3款国庫支出金は、161,265千円で、水の安全・安心基盤整備総合交付金でございます。

4款繰入金は、一般会計からの繰入金で171,502千円、5款町債は、公共下水道整備事業債で339,500千円でございます。

7・8ページ、6款諸収入は、預金利子及び雑入で合計12,404

千円でございます。

7款繰越金は、前年度繰越金で82,549千円でございます。

続いて、歳出についてご説明いたしますので、9・10ページをご覧ください。

1款下水道事業費584,381千円のうち、主なものは、1項1目下水道総務管理費の地方公営企業法適用業務委託等の委託料11,880千円、2目下水道施設管理費の森町浄化センター維持管理業務委託料等の委託料11,360千円、11・12ページ、2項1目下水道建設事業費の污水管渠実施設計等業務委託料等の委託料27,051千円、污水管渠築造工事360,308千円、補償、補填及び賠償金119,609千円でございます。

2款公債費は、町債元金償還金と利子償還金で169,138千円でございます。

以上、認定第5号「令和4年度森町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、申し上げました。

なお、供用開始区域内の下水道接続状況ですが、令和5年3月末現在で、3,262人に下水道を利用していただいております。約60.6パーセントの接続率でございます。今後も接続率を高めるため、加入促進に努力してまいりたい所存でございます。

次に、認定第6号「令和4年度森町大久保簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

なお、以下の3特別会計につきましては、円単位まで読み上げさせていただきます。

歳入総額は2,459,835円、歳出総額は2,190,934円で、差引残額268,901円を翌年度に繰り越すものでございます。

歳入の主なものは、給水戸数62戸分の使用料と繰越金及び一般会計繰入金でございます。歳出は一般管理費と財産管理費でございます。

次に、認定第7号「令和4年度森町三倉簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、ご説明申し上げます。

歳入総額は10,680,937円、歳出総額は10,280,033円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は400,904円で、繰越明許費充当繰越額60千円を差し引いた340,904円を翌年度繰り越すものでございます。

歳入の主なものは、給水戸数68戸分の使用料、一般会計繰入金及び町債でございます。

歳出は、一般管理費、財産管理費及び維持改良費でございます。

次に、認定第8号「令和4年度森町大河内簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、ご説明申し上げます。

歳入総額は186,171円、歳出総額は159,733円で、差引残額26,438円を翌年度に繰り越すものでございます。

歳入の主なものは、給水戸数15戸分の使用料、繰越金及び基金繰入金でございます。

歳出は、一般管理費と財産管理費でございます。

当年度において、いずれの簡易水道事業も健全な経営を維持することができました。簡易水道事業におきましては、給水人口の減少や施設の老朽化など課題も多く、今後さらに経営が厳しくなる事が予想されますが、地域住民の需要に応えるべく努めてまいりたいと考えております。

以上、認定第1号から8号まで一括して説明申し上げましたが、よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議 長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 監査委員から発言があれば、発言を許します。

朝比奈代表監査委員。

登壇願います。

代 表  
監査委員

( 朝 比 奈 篤 君 ) 監査委員の朝比奈でございます。よろしくお願ひします。

それでは、一般会計及び特別会計の決算審査について申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、町長より審査に付

されました令和4年度森町一般会計歳入歳出決算及び令和4年度森町国民健康保険特別会計外6の特別会計歳入歳出決算につきまして、去る7月18日・20日・25日・27日及び8月7日の5日間、岡戸章夫監査委員とともに審査を実施いたしました。

審査にあたりましては、一般会計及び特別会計歳入歳出決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書その他関係諸帳簿につきまして、関係法令に準拠して調製されているか、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているか等に主眼をおき、関係諸帳簿及び証拠書類の照合をいたすとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により行いました。

審査の結果でございますが、各会計の決算書及び調書類は、関係法令に準拠して作成をされておきまして、違法、不適切、あるいは計数の誤りは認められず、また関係諸帳簿、証書類の処理も適正であると認められたところでございます。

なお、審査の概要と所見を「決算審査意見書」として提出をしておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

議長 (吉筋恵治君) 日程第21、認定第9号「令和4年度森町水道事業会計決算認定について」及び日程第22、認定第10号「令和4年度森町病院事業会計決算認定について」以上、2件を一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長 (吉筋恵治君) 本件について提案理由の説明を求めます。  
町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄君) ただ今一括して上程されました、認定第9号及び第10号の各会計決算について、提案理由の説明を申し上げます。

最初に、認定第9号「令和4年度森町水道事業会計決算認定に

ついて」申し上げます。

まず、決算書付属資料の17ページをご覧ください。

令和4年度の業務状況でございますが、年度末給水人口1万5,575人、給水戸数6,298戸、年間総配水量297万5,250立方メートル、年間有収水量231万9,940立方メートル、有収水量率77.97パーセントとなっております。これらの数値を前年度と比較しますと、給水人口では161人の減、給水戸数では36戸の増、年間総配水量では2万3,362立方メートルの増、年間有収水量では1万5,938立方メートルの減、有収水量率では1.16ポイントの減でございます。

これ以降の説明の金額につきましては、千円単位までとさせていただきます。

なお、各項目の金額は、消費税抜きの金額となっております。

第3条予算の収益的収入及び支出の状況でございますが、21ページから23ページをご覧ください。収益費用明細書でご説明申し上げます。

収益合計は、前年度対比0.5パーセント減収の312,425千円、費用合計は、前年度対比0.1パーセント増の305,518千円で、差引6,906千円の純利益が生じました。

次に、第4条予算の資本的収入及び支出でございますが、24ページをご覧ください。資本的収入及び支出明細書でご説明申し上げます。

資本的収入といたしましては、工事負担金が134,833千円、企業債が130,400千円、一般会計出資金が65,800千円で、合計331,033千円となりました。

資本的支出といたしましては、職員2名分の人件費と、北部配水池増設工事外11件の工事請負費、企業債償還金等で、合計393,253千円を支出しました。

この結果、支出超過となりましたので、補てん財源といたしまして、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額をもって充当いたしました。

以上が、認定第9号「令和4年度森町水道事業会計の決算認定について」でございますが、今後も水道事業を取り巻く環境の変化を適切に予測し、計画的な施設更新を行ってまいります。また、経営戦略に基づく安定した経営基盤の確立を目指すとともに、令和5年度より設定した新料金体系における経営状況を確認し、安価で安全な水の継続的安定供給と経営の健全化に努めてまいります。

次に、認定第10号「令和4年度森町病院事業会計決算認定について」申し上げます。

まず、附属資料の9ページをご覧ください。

令和4年度の事業報告でございますが、当年度は第4次経営改革プランを1年延長した6年目であり、病棟の安定的運営、給与費や経費の適正化など経営の効率化を図り、目標達成に向けて取り組んでまいりました。

病棟運営につきましては、急性期病棟、地域包括ケア病棟、回復期リハビリテーション病棟の3つの病棟をそれぞれ機能別に分化し、患者の病状と入院目的により機能させ、ベッドコントロール会議を毎週行い、効率的な運営に努めてまいりました。また、地域包括ケア病棟、回復期リハビリテーション病棟につきましては、リハビリテーションを充実させるなど、在宅復帰に向けた退院支援を強化してまいりました。しかしながら、令和4年度の入院患者数につきましては、回復期リハビリテーション病棟に新型コロナウイルス感染症の入院患者受入れに対応する病床を開設したことや整形外科手術の中止などにより、稼働病床数が減少したため、前年度を下回る結果となりました。

外来診療につきましては、病院と家庭医療クリニックの機能分化が進み、家庭医療クリニックにつきましては、かかりつけ医としての認知度の上昇、新型コロナウイルス感染症の発熱外来や妊婦検診等の取組により患者数は増加した一方で、病院の外来患者数が減少し、病院、家庭医療クリニック、訪問看護ステーション

を合計した外来患者数は、前年度を下回る結果となりました。

在宅医療につきましては、在宅医療支援室の在宅医療コーディネーターが中心となり、多職種での情報共有を目的とした在宅医療・介護連携情報システムの活用に引き続き取り組み、訪問診療件数は全体としては前年度を上回ることができました。

新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、地域の安心安全のため、引き続き発熱外来を開設するとともに、感染症患者を受け入れるための病床を確保する一方、新型コロナウイルスワクチン接種への協力も行いました。

続きまして、令和4年度の患者動向及び収支状況について申し上げます。

15・16ページをご覧ください。

まず患者の動向であります。入院患者数は年間延べ数で3万1,650人となり、対前年度比では986人の減、率で3.0パーセント減少しております。一日平均では86.7人で、対前年度比2.7人減少し、病床利用率は前年度を2.1ポイント下回る66.2パーセントとなりました。外来患者数は8万581人となり、対前年度比では383人の減、率で0.5パーセントの減少となりました。

次に収支状況であります。これからの説明の金額は千円単位までの読み上げとさせていただきます。

第3条予算の収益的収入及び支出の状況であります。20ページから23ページをご覧ください。収益費用明細書でご説明申し上げます。

収入の病院事業収益は2,759,345千円で、前年度に対し181,333千円減少し、伸び率ではマイナス6.2パーセントとなりました。このうち、医業収益は2,287,615千円で、前年度に対し72,910千円減少し、伸び率はマイナス3.1パーセントとなりました。医業収益の内訳では、入院収益が12億1,588万5千円で、対前年度49,438千円減少し、伸び率はマイナス3.9パーセントとなりました。また、外来収益は862,973千円で、対前年度39,996千円増加し、

伸び率はプラス4.9パーセントとなりました。

医業外収益は468,721千円で、対前年度105,525千円減少し、伸び率はマイナス18.4パーセントとなりました。減少の要因は、新型コロナウイルス感染症に係る補助金が減少したことによります。

次に、支出の病院事業費用は2,852,575千円で、対前年度28,317千円増加し、伸び率はプラス1.0パーセントとなりました。このうち、医業費用は2,721,387千円で、対前年度28,045千円増加し、伸び率はプラス1.0パーセントとなりました。この結果、決算書5ページの経常損失は、85,916千円の計上となりました。これは、医業収益では入院収益と町の新型コロナウイルスワクチン接種への協力によるその他医業収益の減少や、医業外収益では新型コロナウイルス感染症に係る補助金等が減少し、一方で医業費用が増加したことによるものであります。なお、特別利益と特別損失を加減した当年度純損失は、93,230千円の計上となりました。

続きまして、第4条予算の資本的収入及び支出の状況について申し上げます。24ページをご覧ください。

先に下段、資本的支出からご説明いたします。

総額は421,190千円で、建設改良費として79,582千円を執行いたしました。その主な内訳として、空調・換気設備の更新、デジタルマンモグラフィの更新、患者用ベッド、訪問看護ステーション用車両等を購入したものであります。また、企業債償還金は341,608千円となりました。

次に上段、資本的収入の総額は291,059千円で、出資金として資本的支出に伴い算出された一般会計出資金216,375千円を繰り入れ、建設改良費の財源としての企業債で74,400千円と、その他補助金284千円を収入といたしました。

以上が、認定第10号「令和4年度森町病院事業会計の決算認定について」でございます。

ただ今、認定第9号及び第10号を一括して説明申し上げます

が、よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議 長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 監査委員から発言があれば、発言を許します。

朝比奈代表監査委員。

登壇願います。

代 表  
監査委員

( 朝 比 奈 篤 君 ) それでは、企業会計の決算審査について申し上げます。

地方公営企業法第30条第2項の規定に基づきまして、町長より審査に付されました令和4年度森町水道事業会計決算及び令和4年度森町病院事業会計決算につきまして、去る6月28日、岡戸章夫監査委員とともに審査を実施いたしました。

審査にあたりましては、両事業会計の決算書、付属書類につきまして、その事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかを検証するとともに、経済性の発揮及び公共の福祉の増進が図られているかどうか等に主眼をおき、会計帳簿・証拠書類との照合、点検及び関係職員からの説明を聴取するなどの方法により行いました。

審査の結果でございますが、両事業会計の決算書及び付属書類は関係法令に準拠して作成されており、計数の誤りは認められず、経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められたところでございます。

なお、審査の概要と所見をそれぞれの会計の「決算審査意見書」として提出をしてございますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

議 長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回の議事日程の予定を報告します。

9月7日午前9時30分、本会議を開き、各議案に対する質疑並びに委員会付託を行います。

本日は、これで散会します。

|

( 午後 1時41分 散会 )